

官報

号外 昭和三十九年六月三日

第四十六回 参議院會議録第二十六号

昭和三十九年六月三日(水曜日)

午前十時二十分開議

議事日程 第二十六号

昭和三十九年六月三日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)

第二 中央更生保護審査会委員の任命に関する件

第三 緊急質問の件

第四 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、故衆議院議員元衆議院議長大野伴陸君に対し弔詞贈呈の件

一、常任委員長兼任の件

一、常任委員長長の選挙

一、日程第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)

一、日程第二 中央更生保護審査会委員の任命に関する件

一、日程第三 緊急質問の件

昭和三十九年六月三日 参議院會議録第二十六号 議長の報告

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一、日程第四 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第五 農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案

去る五月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 浅井 亨君
文教委員 赤松 常子君
農林水産委員 田畑 金光君
商工委員 高山 恒雄君
運輸委員 辻 武寿君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員 辻 武寿君
文教委員 田畑 金光君
農林水産委員 高山 恒雄君
商工委員 赤松 常子君
運輸委員 浅井 亨君

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
電波法の一部を改正する法律案
同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。
国立教育会館法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
土地改良法の一部を改正する法律案
逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
行政書士法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
土地改良法の一部を改正する法律案
逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案
行政書士法の一部を改正する法律案
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員須藤五郎君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、皇室會議予備議員本院議員野村吉三郎君が去る八日逝去したのと同會議予備議員の補欠として左記の者を選任した旨内閣に通知した。

記

(第一順位) 参議院議員

同日議長は、ネル・インド首相の逝去に對して弔意を表するため、同国上院議長ザキル・フセイン氏宛、左の弔電を発送した。
ネル首相の訃報に接し、まことに哀惜の念に堪えません。この偉大な指導者の逝去は、インド及びインド国民のみならず全世界にとつて計り知れない損失であります。ここにつつしんで深甚なる哀悼の意を表します。

去る五月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 田中 啓一君
同 坪山 徳弥君
同 鈴木 万平君
同 川野 三暁君
同 二木 謙吾君
同 熊谷太三郎君
同 柴田 榮君
同 西田 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 二木 謙吾君
同 川野 三暁君
同 熊谷太三郎君
同 柴田 榮君
同 西田 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 二木 謙吾君
同 川野 三暁君
同 熊谷太三郎君
同 柴田 榮君
同 西田 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日本院は、皇室會議予備議員本院議員野村吉三郎君が去る八日逝去したのと同會議予備議員の補欠として左記の者を選任した旨内閣に通知した。

理事 龜井 光君(徳永正利君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出され、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省郵務局長佐方信博君の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

去る五月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 二木 謙吾君
同 川野 三暁君
同 熊谷太三郎君
同 柴田 榮君
同 西田 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 二木 謙吾君
同 川野 三暁君
同 熊谷太三郎君
同 柴田 榮君
同 西田 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和三十三年六月三日 参議院會議録第二十六号 議長の報告 會議 故衆議院議員・元衆議院議長大野伴陸君に対し弔問贈呈の件 常任委員長辭任の件 議事日程 六九二

同	赤松 常子君
社会労働委員	木島 義夫君
農林水産委員	野田 俊作君
同	亀井 光君
商工委員	田畑 金光君
通信委員	温水 三郎君
建設委員	熊谷 三郎君
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	
よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。	
漁業災害補償法案	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	
学校教育法の一部を改正する法律	
案 文教委員会に付託	
肥料価格安定等臨時措置法案	
農林水産委員会に付託	
土地収用法の一部を改正する法律	
案 建設委員会に付託	
鉱山保安法の一部を改正する法律	
案 石炭対策特別委員会に付託	
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	
国立教育会館法案	
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	
アジア経済研究所法の一部を改正する法律案	
電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案	
道路交通法の一部を改正する法律案	
同	

自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案	同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国立教育会館法	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
アジア経済研究所法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
道路交通法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	
日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命致したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。	
記	
衆議院議員 淡谷 悠蔵	
同 館林三喜男	
同 根本龍太郎	
同 湯山 勇	
同 白井 勇	
参議院議員 森 八三一	

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命致したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	
記	
(二月十九日死亡の) 藤野 庄蔵 (尾崎士郎の後任)	
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十六回国会政府委員に任命することとを承認した旨回答した。	
郵政省郵務局長 森 圭三君	
長事務代理 森 圭三君	
郵政省人事局長 曾山 克巳君	
同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省郵務局長事務代理森圭三君外一名(前掲議長承認)を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	
去る五月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
法務委員 山口 重彦君	
文教委員 米田 勲君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
法務委員 米田 勲君	
文教委員 山口 重彦君	
一昨一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
社会労働委員 木島 義夫君	
農林水産委員 野田 俊作君	
同 亀井 光君	
通信委員 温水 三郎君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
社会労働委員 亀井 光君	
農林水産委員 温水 三郎君	
同 木島 義夫君	
通信委員 野田 俊作君	

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
地方行政委員 占部 秀男君	
農林水産委員 安田 敏雄君	
同 高山 恒雄君	
同 田畑 金光君	
同 永岡 光治君	
同 小柳 勇君	
同 佐野 芳雄君	
同 大和 与一君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
地方行政委員 永岡 光治君	
農林水産委員 小柳 勇君	
同 田畑 金光君	
同 高山 恒雄君	
同 占部 秀男君	
同 安田 敏雄君	
同 柴谷 要君	
同 武内 五郎君	
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
災害対策特別委員 田中 啓一君	
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
災害対策特別委員 北口 龍徳君	
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	
社会労働委員会 理事 亀井 光君 (亀井光君の補欠)	
農林水産委員会 理事 矢山 有作君 (櫻井志郎君の補欠)	
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省理財局長吉岡英一君の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。	

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

衆議院議員・元衆議院議長大野伴陸君は、去る五月二十九日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に對しましては、すでに弔問を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

参議院はさきに衆議院議長として憲政の發揚につとめられました國務大臣としての重責にあたられました衆議院議員從二位勲一等大野伴陸君の長逝に對しましてつとつしんで哀悼の意を表しやうやくし弔詞をささげます。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたします。

社会労働委員長鈴木強君、通信委員長長光村延助君、建設委員長北村暢君、決算委員長横川正市君、懲罰委員長森元治郎君から、それぞれ常任委員長を辭任したいとの申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) つきましては、この際、日程に追加して、

常任委員長の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○永岡光治君 常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたしました。

○村上春蔵君 ただいまの永岡君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 永岡君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、社会労働委員長に藤田藤太郎君を指名いたします。

〔拍手〕

通信委員長に占部秀男君を指名いたします。

〔拍手〕

建設委員長に安田敏雄君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に柴谷要君を指名いたします。

〔拍手〕

懲罰委員長に武内五郎君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題といたします。

内閣から、衆議院議員浅谷修蔵君、館林三喜男君、根本龍太郎君、湯山勇君、本院議員白井勇君、森八三三君を米価審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めまいりました。

これらの諸君が同委員につくことができることを御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、中央更生保護審査会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、藤野庄蔵君を中央更生保護審査会委員に任命することについて、本院の同意を求めまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 日程第三、緊急質問の件。

矢山有作君から「米国のいわゆる大陸的な法制とわが国漁船の操業に関する緊急質問」が提出されております。矢山君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。矢山有作君。

〔矢山有作君登壇、拍手〕

○矢山有作君 私は日本社会党を代表して、去る五月六日、アメリカ上院で可決され、同月二十日、大統領の署名によってついに発効するに至った「合衆国の領海及びその他の特定水域における合衆国の船舶以外の船舶及び当該船舶の責任者による漁業を禁止するための法律」、いわゆる「バートレット法」が、わが国漁業に及ぼす重大な影響と、これに対応するための方策について、池田総理並びに外務、農林の各大臣に質問を行なわんとするものであります。

この法律は、合衆国の領海及び大陸棚から外国漁船の操業を締め出すことを目的としており、これを犯した者は、一万ドル以下の罰金もしくは一年以下の懲役に処し、または、これらを併科することを規定しております。しかも、どのような方法であれ、この法律の違反に関連して使用された船舶は、その漁具、装備、調度品、装置、貨物、貯蔵品とともに没収することができ、また、この法律に違反して採捕され、または保有されているすべての漁船を没収し、または、それらに相当する価額を追徴するものとする旨、あわせて定められております。

さて、ひるがえつて、わが国の漁業を見てまいりますと、その急激な発展をささえてきた遠洋漁業も、最近では、いよいよ強化の度を加えてまいりました。国際的な規制によつて、次第に頭打ちの状態となつていくことは、周知のとおりであります。これは、従来、無条件的な権利と考えられていた公海自由の原則も、実は無条件的な権利と考えるべきではなく、資源の保存措置を講じ、かつ、関係国の正当な権利を尊重するという条件のもとにおいてのみ許される権利であるとの考え方が、国際的に強くなつてきたためであります。

このことは、一つには、戦後急速に向上してきた漁業生産力によつて、漁業資源に枯渇のおそれが生じたためであり、二つには、新興の沿岸国の漁業に依存する度合いが増大し、それに伴つて、沿岸国優先の考え方が生まれ、きたためであります。一九五八年の国際海洋法会議で定められた「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」、「大陸棚に関する条約」をはじめ、関係諸条約は、いずれもこうした趨勢を反映したものにほかなりません。

これに対しわが国は、常に公海自由の原則をよりどころとし、領海三海里説を固守して、領海外の漁業規制は認めないという態度をとつてまいりました。しかし、「大陸棚条約」は今年十月に発効を見ることになつており、また、近い将来、「領海及び接続水域に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」の発効が見込まれておりまして、バートレット法も成立し、さらに今年四月、ロンドンで開かれた欧州漁業十六カ国国際会議では、漁業専管水域を十二海里とする条約案が採択され、カナダ政府も、国内立法で漁業専管水域を十二海里とする動きを示す等、国際漁業環境は大きく変わつてまいりました。

その中で、わが国の領海三海里の主張は、旧来の国際通念からは正しいものでありますが、これまでの国際会議の場においては、わが国は、その主張で公海自由が新しい世界の情勢にどれほど重要な意味を持つかを強く主張し、会議の中心理念をつくり上げるという積極的態度と熱意に欠けていたものと思われのであります。したがつて、国際会議の舞台では、三海里説はすでに忘れられていたのであります。

す。もつとも、対韓交渉では、十二海里云々と言つてゐるようであり、また、沿岸国の漁業利益の保護確保という基本的立場から、資源の科学的適正管理の措置を確立し、資源保存に関する国際協力機構をつくることを提案すべきであつて、従来の場当たり式と認められるような自信のないやり方は、国際会議の場では、もはや許されないと思ふのであります。そこで、まず総理にお伺いをいたします。

第一点は、さきに申しましたような、国際漁業に対する規制の強化されてくる中で、今後、わが国漁業の保護発展のために、いかなる基本的方針で臨まれるのか、明確に指示をお願いいたします。

第二点は、公海自由の原則のもとに、これまでわが国は、漁業、海洋関係の国際的動きには多く反対をしてきたのでありますが、このことが現在では国際的孤立を招き、事態を悪化せしめる傾向を生むとも考えられます。そこで、この際、朝野の識者から成る權威ある機関を設け、内外諸情勢とにらみ合わせ、対外漁業政策の基本的あり方を徹底的に検討すべきであると考えますが、これに対する総理の御見解を承りたい。

次に、バートレット法について若干お伺いいたします。

まず、外務大臣にお尋ねいたします。この法律が、第五条で、大陸棚における漁獲を禁止すべき定着種族に属する生物を、単なる国内措置によつて一方的に指定することができるとしているのは、いかなる国も、合意することなしに他国から漁業を規制されな

いという、漁業条約の基本原則を踏みにじるものであり、また、この法律に違反して漁獲を行なった者に対し、一年以下の懲役をはじめ、数々の刑罰を科することとしているのは、規制措置は必ず漁船の属する国籍国の政府によつてのみ行なわれるべきであるとする、漁業条約の基本原則の不当な侵犯であると考えますが、外務大臣はどういう御所見であるか。また、もし大臣が、アメリカの今回の措置は重大な国際法の侵犯であると考えておられるとするならば、これに対して、どのような処置されるのであるか、具体的にお願いします。

次に、かりに、日本のタラバガニ漁業に十分の配慮を払うという大統領声明で、プリストル湾におけるタラバガニ漁業が、過去の実績を認められて、引き続き操業できることになった場合、その形式はどうであれ、それで政府が満足されるとするならば、従来のわが国の主張である公海自由の原則にそむき、実質主義に対する反対と矛盾をし、大陸だな条約、パートレット法自体をも認めたことになると思いますが、この点、どうお考えになっておられるかについてもお伺いをしておきたいと思ひます。

次は、農林大臣にお尋ねしたい。
まず第一に、一九四五年、トルーマンが大陸だなに関して行なつたいわゆるトルーマン宣言が、直ちに他の諸国によつて悪用され、たとえば一九五二年の李承晩ラインの設定、及び一九五三年、オーストラリアの大陸だな宣言によつて、アラフラ海の真珠貝採取が日豪間でもめ抜いたこと等、重大な影響を国際漁業に及ぼしたことは、いま

なお、われわれの記憶に新たなところであり、大陸だな条約の発効も見ていない今日、アメリカが世界にさきかけて強行した今回の措置が、トルーマン宣言の及ぼした影響同様、再び国際的悪影響を引き起こし、わが国の国際漁業に重大な損害をもたらさないという保証はどこにもありません。現に、早くも韓国によつて、朝鮮海域から日本漁船を締め出すための口実として利用されようとしております。すなわち、韓国のウオン無任所長官は五月二十五日の記者会見で、米国の大陸だな漁業禁止法の成立は、当然日韓漁業交渉にも影響を与え、特に韓国西南方面の大陸だな水域の保存問題を提起すると発言をしております。また、特に憂慮されるのは、パートレット法の成立が、ソ連によつて、カムチャッカ周辺におけるわが国のカニ漁業の禁止のきつかけに利用されることはないかという点であります。なぜなら、ソ連は、一九五八年の国際海洋法会議において、積極的に大陸だな条約に賛成したばかりか、大陸だな条約第二条第四項の原案には、「但し、甲殻類及び浮遊魚は含まない」とあつたのを、このただし書きの削除を主張し、それを実現させた有力国の一つであります。しかも、ソ連は大陸だな条約をすでに批准しているのではありません。農林大臣は、アメリカの今回のパートレット法成立の及ぼす、これらの国際的な悪影響を阻止するため、どのような方法をとらうとするのか、具体的に承りた

第二に、大陸だなに関する条約第二条第四項の定着種族に属する生物に関する規定が抽象的に過ぎることが、国際

際紛争の原因になり、ひいては、今回のパートレット法に見られるように、わが国漁業に不利なように運用されるおそれが多いのでありますが、拡張解釈を許さぬように、これを明確化するためのイニシアチブをとるお考えはなにか。この点は外務大臣にもお考えを伺いたいと思ひます。

次に、今回のパートレット法制定と日米加漁業条約の関係について、外務大臣にお尋ねしたい。

日米加に關係のある北太平洋の公海における漁業資源を保存し、最大の持続的生産を確保するために、日米加漁業条約が締結されていることは御承知のとおりであります。われわれは、この条約があまりにも不条理かつ不平等な条約であり、日本の国際漁業の発展に甚大な障害をもたらす条約であるとして、この条約締結以来、一貫してこれに反対してきたのであります。特に、昨年六月、この条約の有効期限の満了する機会に、同条約を廃棄し、すみやかに合理的な新条約を締結することを強く要求し、今日に至つては、この要求が実現するまで、日米加漁業条約改定に対する日本側の主張を打ち砕くための圧力として出されたものとも見られるのであります。そうでないなら、当然、日米加漁業条約の内容として討議を要求すべき問題であります。外務大臣は、この点どう受けとめておられるのか、お伺いしたい。

が、今秋の日米加漁業委員会年次会議で採択されることは必至であると報じております。昨年の日米加漁業交渉のとき、総理は、「過去に実績のない国は魚をとることができない」というのは全くおかしい。新条約により公海における適切な資源配分を行なうべきである」といつておられるが、今回の一方的なパートレット法制定から見ても、この総理の発言を履行に移し、日米加漁業条約を廃棄し、厳然たる態度で平等の立場に立つた新条約締結を要求すべきだと考えますが、総理の率直な御見解を承りたい。

最後に、このたびのパートレット法制定というアメリカの一方的な措置に對するわが国の態度いかんが、今後の国際漁業の全般に大きく影響を持つものであるということを十分に理解され、政府が断固たる態度をもつて、本法の廃止を要求して努力されんことを、強く要望します。なお、このたびの米国の一方的な漁業規制に對しては、国民的な世論を背景に、その不当な措置の撤廃を求めて全力を傾注すべく、文字どおり緊急に対処すべきであるのに、パートレット法の上院通過の報ぜられて以来、一カ月余りの経過を顧みて、政府・与党のこの態度に大きな誤りがあったのではないかと、猛省を促して、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 近年、他国におきまする漁業の発展に伴ひまして、国際漁場におけるわが国の漁業と競合する例が多くなつてきたのであります。これがため、自国の地先沖合いに漁業管轄権を一方的に設定しようと

いう例が多くなつてきたことは、お話のとおりであります。しかし、われわれは、あくまで公海自由の原則のもとに、今後の魚族保存とこれが最大利用につきまして、関係国と協調しながら、わが国漁業の操業の確保をはかつていきたいと思ひます。

なお、海外漁業対策につきましては、漁業法にありまする中央漁業調整審議会、こつちの審議会等を利用いたしまして、善処をしていきたいと思ひております。

なお、日米加漁業条約につきましては不平等でございまして、抑止原則を撤廃し、資源の確保と科学的調査の上に平等な条約を結ぶべく努力いたしてあります。わが国の正当な主張は、私は実現すると思ひます。

(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 大陸だな条約は、御指摘のように、六月十日に発効することになります。この条約におきましては、大陸だなの定着生物に對する沿岸国の主權がその条約によつて認められるわけにございまして、これに加盟してある当事国間におきましては、その生物の漁獲を禁止したり、あるいは違反者に刑罰を科することは、国際法違反であるとは言えないと思ひます。たゞ、わが国はこれに加盟いたしておらず、何らの拘束を受けないわけにございまして、それから、大陸だな条約のこの定着生物の問題につきまして、わが国がイニシアチブをとつて、この定義を明確にすべきじゃないかという御提案でございまして、わが国はもとこの条

約を認めておりませんので、わが国がイニシアチブをとってやるというようなことは、私は適当でないと考えております。

それから、アメリカとわが国との間でタラバガニの件につきまして調整をいたしたことが、この条約を間接的に認めたようなことにはならないかという御懸念でございますが、大陸的な条約を認めておるアメリカと、これを認めていないわが国との相互の立場の違いを明確にした上で、タラバガニについて現実に起こっておる問題の調整を、その立場で十分双方が確認した上で調整するということは、私は決して悪いことではないと思つて、そのようにいたしましたわけでございます。

それから、バートレット法は、外国漁船の米国の領海における漁業並びに米国内に属する大陸的な資源の漁獲を禁止することが内容になっておるわけでございまして、北太平洋漁業条約のサケ、マス、オヒョウ、ニシン、そういった資源保存をはかる条約とは、何ら直接の関係はないと思つております。

それから、この日米加三国漁業条約の改定問題につきましては、ただいま總理から御答弁がございましたとおりでございます。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○國務大臣(赤城宗徳君) いわゆる大陸的な法律につきましては、政府といたしましては、わが国の漁業に対する影響が非常に大きいものでありますので、これに対しましては、その成立を阻止すべく相当働きかけておつたのでございます。

御承知のように、アメリカは三権分立が非常に強いところでございまして、政府に対しましては相当強く言つてきましたし、国会方面につきましても相当な方法をもつて阻止をいたしておつたのでございますが、御承知のように成立いたしました。

この成立いたしました結果、これが国際的にどういふような悪影響を及ぼすか、それに対してどういふ措置をとるかというお尋ねでございます。

第一番目に、日本とアメリカとの関係でございますが、この法律は、御承知のように、アメリカ大陸に属する大陸的な漁業資源の採捕を原則として禁止しておりますけれども、具体的に何をして大陸的な漁業資源に含めるか、こういうことは、内務長官が國務長官と協議の上、決定公表することになっております。わが国といたしましては、一九三〇年以來、お話のような米沿岸に行なつてきたわが国のタラバガニ漁が、どういふ取り扱いを受けるかという点につきまして、重大な関心を持つておるわけであります。アメリカ政府といたしましては、数次にわたるわが国との対米折衝の結果、バートレット法の施行する前には日本と協議を行なつて、その際には、日本のタラバガニ漁業に不当な影響を及ぼすべきでないというわが国の立場を十分考慮することを保証しております。近く、この協議が行なわれることになっておるのでございます。

したがいましては、もし国際的に、米国外の他の国が、アメリカのバートレット法になつた措置を講ずるようなことがありました場合には、アメリカに対すると同様、大陸的な条約に加

盟してないわが日本国といたしましては、これらの一方的措置に対して拘束されないという基本的態度を留保しつつ、長年にわたつて確保されておりますところのわが国のタラバガニその他の漁業がそこなわれないように折衝するつもりでございます。

御指摘の、韓国等にさういふ話が出ていふようなことは、私はこちらの新聞で見えておりましたが、直接まだ会つておりませんが、どういふ様子か知りませんが、韓国等には、大陸的な生物というものを取り上げるような余地はないと思つております。こういう問題は、私は韓国との間にはないと思つております。あるいはソ連との関係等におきましては、大陸的な条約に加盟してない日本といたしましては、さういふものを認めていないのでございまして、その点につきましては、強硬にわがほうの主張を、もしさういふ場がでました場合には主張して、これが影響を日本に及ぼさないように措置をとるつもりであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第四、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長新谷貢三郎君。

審査報告書
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月二十八日
大蔵委員長 新谷貢三郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際開発協会の出資の額が七億五千万ドル増額されることとなるに伴い、追加出資の規定を新たに設けて百四十八億五千万円相当額の出資をすることができるとしよとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴い、昭和四十年年度以降三カ年周、均等分割により、それぞれ四十九億五千万円の通貨代用国庫債券をもつて出資されることとなる。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十八日
衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基準外国為替相場をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することのできる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が百四十八億五千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができ。

第四条第一項中「その一部」を「その全部又は一部」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔新谷貢三郎君登壇、拍手〕

○新谷貢三郎君 ただいま議題となりました「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

国際開発協会、すなわち、いわゆる第二世銀は、昭和三十五年十一月創立以来、低開発地域における経済開発の促進、生産性の増大及び生活水準の向上のために、長期低利の融資を行なつ

昭和三十九年六月三日 参議院會議録第二十六号

国際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案

六九六

てまいりましたが、この融資に対する低開発諸国の需要が果年増大し、同協会の保有する資金は、遠からずその全額の貸し付けを約定される見通しとなりましたので、同協会において、その増資が検討された結果、総額七億五千万ドルの資金追加が決議され、わが国としても、同協会に対して新たに四百二十五万ドル相当額の追加出資を行なうこととなり、これに伴い、この法律案により、追加出資の規定を設け、百四十八億五千万円相当額の出資ができることとしております。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

金融公庫から貸付けることができ、妥当な措置と認める。
一、費用
この法律の施行に関連する資金は、昭和三十九年度農林漁業金融公庫の既定貸付計画に見込まれておる農山漁村電氣導入事業貸付予定額五億二千万円のうちで処理されることになつてゐる。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青田源太郎君。

審査報告書

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十九年五月二十八日

農林水産 青田源太郎
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農山漁村に未利用の電氣を農山漁民の手で開発して、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図るため、農山漁村電氣導入促進法による電氣導入事業の対象地域に、農山漁村が、未開発のまま存する農山漁村を加え、事業の内容及び事業主体の範囲を拡大するとともに、これが必要なる施設資金を、農林漁業

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十九年四月二十八日
衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案
農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は充分に供給されていない農山漁村に電氣を導入して」を「若しくは十分に供給されてない農山漁村又は電氣が未開発のまま存する農山漁村につき電氣の導入をして」に改める。

第二条第一項中「又は充分に供給されてない」と認められる農山漁村を「若しくは十分に供給されてない」と認められる農山漁村又は電氣が未開発のまま存すると認められる農山漁村に、(以下「農林漁業団体」という。)で当該農山漁村に電氣を導入する事業」を(当該法人が主たる出資者となつてゐる法人で省

要な資金の貸付けを行なうことができる。

〔青田源太郎君登壇、拍手〕

○青田源太郎君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、農山漁村において未利用の電氣を農山漁民の手で開発し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上に資するため提案されたものでありまして、そのおもな内容は、農山漁村電氣導入促進法による電氣導入事業の対象地域に、電氣が未開発のままにある農山漁村を加え、事業の内容に、農山漁村に電氣を供給する者に対し電氣水力を開発して電氣を供給することを含ましめ、また、事業主体の範囲を、現行法で規定してゐる農林漁業者が組織する非営利法人のほか、これらの法人が主たる出資者となつてゐる特定の法人にまで広げ、これら事業に必要な施設資金を農林漁業金融公庫から貸し付けることができることとしてゐるものであります。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 公庫は、当分の間、第十八条第一項第七号に掲げる資金の貸付けの業務の一部として農山漁村電氣導入促進法第二條第一項に規定する電氣に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必

要な資金の貸付けを行なうことができる。
この法律案は、農山漁村において未利用の電氣を農山漁民の手で開発し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上に資するため提案されたものでありまして、そのおもな内容は、農山漁村電氣導入促進法による電氣導入事業の対象地域に、電氣が未開発のままにある農山漁村を加え、事業の内容に、農山漁村に電氣を供給する者に対し電氣水力を開発して電氣を供給することを含ましめ、また、事業主体の範囲を、現行法で規定してゐる農林漁業者が組織する非営利法人のほか、これらの法人が主たる出資者となつてゐる特定の法人にまで広げ、これら事業に必要な施設資金を農林漁業金融公庫から貸し付けることができることとしてゐるものであります。

以上御報告いたします。(拍手)

質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
山高しげり君 林 塩君
鈴木 市蔵君 鬼木 勝利君
北口 龍徳君 野知 浩之君
二本 謙吾君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 大竹平八郎君
鳥島徳次郎君 青田源太郎君
赤岡 文三君 中尾 辰義君
北條 鶴八君 浅井 亨君
鈴木 恭一君 堀本 宜実君
小平 芳平君 鈴木 一弘君
森 八三三君 野本 品吉君
最上 英子君 白木義一郎君
柏原 ヤス君 河野 謙三君
三木與吉郎君 原島 宏治君
辻 武寿君 和泉 覚君
村上 義一君 佐藤 尚武君
野田 俊作君 小暮武太夫君

太田 正孝君	中上川アキ君	安井 謙君	高橋進太郎君
森田 タマ君	植木 光教君	石原幹市郎君	木村篤太郎君
沢田 一精君	栗原 祐幸君	矢山 有作君	野々山一三君
熊谷太三郎君	川野 三曉君	柳岡 秋夫君	長谷川 仁君
丸茂 重貞君	坪山 徳弥君	稻葉 誠一君	吉田忠三郎君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君	櫻井 志郎君	杉山善太郎君
岸田 幸雄君	谷村 貞治君	大森 創造君	豊瀬 禎一君
徳永 正利君	仲原 善一君	佐野 廣君	後藤 義隆君
中野 文門君	豊田 雅孝君	林田 正治君	山本伊三郎君
天坊 裕彦君	竹中 恒夫君	武内 五郎君	柴谷 要君
鈴木 万平君	八木 一郎君	北村 暢君	横山 フク君
村上 春蔵君	山下 春江君	前田 久吉君	森 元治郎君
山本 利壽君	大谷 賛雄君	光村 基助君	鈴木 壽君
館 哲二君	佐藤 芳男君	大河原一次君	伊藤 顯道君
青柳 秀夫君	平島 敏夫君	小林 武治君	近藤 信一君
鍋島 直紹君	堀 天治君	戸叶 武君	松澤 兼人君
藤野 繁雄君	新谷寅三郎君	藤田藤太郎君	中村 順造君
西郷吉之助君	紅露 みつ君	斎藤 昇君	下村 定君
木内 四郎君	杉原 荒太君	小沢久太郎君	佐多 忠隆君
田中 茂雄君	小林 英三君	加藤シヅエ君	秋山 長造君
大野木秀次郎君	寺尾 豊君	大倉 精一君	阿部 竹松君
植竹 春彦君	平井 太郎君	岩間 正男君	須藤 五郎君
西川甚五郎君	井野 碩哉君	野坂 参三君	渡辺 勘吉君
天竺 良吉君	井川 伊平君	小林 武君	松本 賢一君
川上 為治君	松野 孝一君	高山 恒雄君	米田 勲君
日高 広為君	温水 三郎君	安田 敏雄君	小柳 勇君
山崎 齊君	亀井 光君	大矢 正君	鈴木 強君
野上 進君	金丸 富夫君	相澤 重明君	占部 秀男君
村山 道雄君	谷口 慶吉君	田上 松衛君	向井 長年君
木島 義夫君	北畠 教真君	亀田 得治君	阿具根 登君
西田 信一君	小西 英雄君	山口 勝正君	永岡 光治君
柴田 栄君	稲浦 鹿蔵君	山口 重彦君	成瀬 幡治君
石井 桂君	吉江 勝保君	小酒井義男君	藤原 道子君
加藤 武徳君	梶原 茂嘉君	中村 正雄君	椿 繁夫君
田中 啓一君	吉武 恵市君	大和 与一君	木村福八郎君
高橋 衛君	草葉 隆圓君	岡田 宗司君	松本治一郎君
増原 恵吉君	小柳 牧衛君	羽生 三七君	曾根 益君
中山 福蔵君	村松 久義君		
林屋亀次郎君	郡 祐一君		

国務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	田中 角榮君
農林大臣	赤城 宗徳君
政府委員	
内閣法制局長官	林 修三君
法務政務次官	天竺 良吉君

参議院会議録第二十四号中正誤

ハシ段 行 誤 正
六四八 一 から 三 まさには、 まさに、

参議院会議録第二十五号中正誤

ハシ段 行 誤 正
六〇三 三 予備員は 予備員に

